

JA 共済 ID 規約 新旧対照表

令和 7 年 4 月 18 日変更
(下線部分は変更箇所)

新	旧
<p>第 1 条 (規約の目的および適用)</p> <p>(1) この規約 (以下「本規約」といいます。) は JA 共済が提供する各種サービスの利用にあたり用いるログイン ID (以下「JA 共済 ID」といいます。)、ログインパスワードおよび利用者の生体情報または画面ロック解除情報を利用した生体認証等機能 (以下「生体認証等機能」といいます。) 等について、利用者と農業協同組合 (以下「JA」といいます。) および全国共済農業協同組合連合会 (以下「JA 共済連」といいます。) との間の権利義務関係、利用者による利用条件等を定めることを目的とします。</p>	<p>第 1 条 (規約の目的および適用)</p> <p>(1) この規約 (以下「本規約」といいます。) は JA 共済が提供する各種サービスの利用にあたり用いるログイン ID (以下「JA 共済 ID」といいます。)、ログインパスワードおよび利用者の生体情報または画面ロック解除情報を利用した生体認証等機能 (以下「生体認証等機能」といいます。) について、利用者と農業協同組合 (以下「JA」といいます。) および全国共済農業協同組合連合会 (以下「JA 共済連」といいます。) との間の権利義務関係、利用者による利用条件等を定めることを目的とします。</p>
<p>(2) JA 共済 ID を用いるサービスの利用にあたっては、本規約のほか、そのサービスごとの規約が適用されます。</p>	<p>(2) JA 共済 ID を用いるサービスの利用にあたっては、本規約のほか、そのサービスごとの規約が適用されます。</p>
<p>第 2 条 (JA 共済 ID およびログインパスワード)</p> <p>(1) JA 共済 ID およびログインパスワードは、次のサービスにおいて用いるものとし、利用者が指定し設定します。</p> <p>① Web マイページ ② JA 共済アプリ ③ JA 共済安全運転アプリ</p>	<p>第 2 条 (JA 共済 ID およびログインパスワード)</p> <p>(1) JA 共済 ID およびログインパスワードは、次のサービスにおいて用いるものとし、利用者が指定し設定します。</p> <p>① Web マイページ ② JA 共済アプリ ③ JA 共済安全運転アプリ</p>
<p>(2) JA 共済 ID は、所定の手続により、利用者が指定したメールアドレスおよび電話番号とします。</p>	<p>(2) JA 共済 ID は、所定の手続により、利用者が指定したメールアドレスおよび電話番号とします。</p>
<p>(3) (1) のサービスの利用にかかる本人認証は、JA 共済が定める認証方法 (JA 共済 ID およびログインパスワードのご入力による確認、ならびに第 3 条に定める生体認証等機能によるもの) をもって行います。</p>	<p>(3) (1) のサービスの利用にかかる本人認証は、JA 共済が定める認証方法 (JA 共済 ID およびログインパスワードのご入力による確認、ならびに第 3 条に定める生体認証等機能によるもの) をもって行います。</p>
<p>(4) 利用者は、同一の JA 共済 ID を用いて利用する (1) のサービス間において、各サービスで登録された情報を他のサービスに連携することにつき、同意するものとします。</p>	<p>(4) 利用者は、同一の JA 共済 ID を用いて利用する (1) のサービス間において、各サービスで登録された情報を他のサービスに連携することにつき、同意するものとします。</p>
<p>第 3 条 (生体認証等機能の設定および利用)</p>	<p>第 3 条 (生体認証等機能の設定および利用)</p>

<p>(1) 生体認証等機能を有する端末においては、第2条に定める JA 共済 ID およびログインパスワードを設定している場合に限り、これらに代わって、あらかじめ利用者が設定した生体認証等機能を利用することができます。</p>	<p>(1) 生体認証等機能を有する端末においては、第2条に定める JA 共済 ID およびログインパスワードを設定している場合に限り、これらに代わって、あらかじめ利用者が設定した生体認証等機能を利用することができます。</p>
<p>(2) 生体認証等機能に利用できる生体情報には、指紋、虹彩、顔等があり、利用できる生体情報は、対応する端末によって異なります。また、生体認証等機能に利用できる画面ロック解除情報には、PIN、パスワード、パターン等があり、利用できる画面ロック解除情報は、対応する端末および当該端末の OS によって異なります（端末によっては、生体認証等機能が使用できない場合があります）。</p>	<p>(2) 生体認証等機能に利用できる生体情報には、指紋、虹彩、顔等があり、利用できる生体情報は、対応する端末によって異なります。また、生体認証等機能に利用できる画面ロック解除情報には、PIN、パスワード、パターン等があり、利用できる画面ロック解除情報は、対応する端末および当該端末の OS によって異なります（端末によっては、生体認証等機能が使用できない場合があります）。</p>
<p>(3) 利用者が次のいずれかに該当した場合、JA 共済連は、利用者による生体認証等機能の設定を削除し、利用を中止することができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本規約に違反した場合 ② 生体認証等機能に関するソフトウェアの使用許諾契約に違反した場合 ③ 生体認証等機能に対応する JA 共済 ID またはパスワードが失効した場合 ④ 生体認証等機能について不正利用が生じ、または生じる可能性があるとして JA 共済連が判断した場合 ⑤ JA 共済連が不相当と判断する行為を行った場合 ⑥ その他 JA 共済連が中止すべきと判断した場合 	<p>(3) 利用者が次のいずれかに該当した場合、JA 共済連は、利用者による生体認証等機能の設定を削除し、利用を中止することができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本規約に違反した場合 ② 生体認証等機能に関するソフトウェアの使用許諾契約に違反した場合 ③ 生体認証等機能に対応する JA 共済 ID またはパスワードが失効した場合 ④ 生体認証等機能について不正利用が生じ、または生じる可能性があるとして JA 共済連が判断した場合 ⑤ JA 共済連が不相当と判断する行為を行った場合 ⑥ その他 JA 共済連が中止すべきと判断した場合
<p>第4条（JA 共済 ID およびログインパスワードの管理）</p> <p>(1) 利用者は、理由の如何を問わず、JA 共済 ID、ログインパスワードまたは生体認証等機能を第三者に使用させ、または譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとし、JA 共済 ID、ログインパスワードまたは生体認証等機能の管理および使用について一切の責任を負うものとします。</p>	<p>第4条（JA 共済 ID およびログインパスワードの管理）</p> <p>(1) 利用者は、理由の如何を問わず、JA 共済 ID、ログインパスワードまたは生体認証等機能を第三者に使用させ、または譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとし、JA 共済 ID、ログインパスワードまたは生体認証等機能の管理および使用について一切の責任を負うものとします。</p>
<p>(2) 第2条（1）に規定するサービスにおいて利用者の責に帰すべき事由により JA 共済 ID、ログインパスワードまたは生体認証等機</p>	<p>(2) 第2条（1）に規定するサービスにおいて利用者の責に帰すべき事由により JA 共済 ID、ログインパスワードまたは生体認証等機</p>

<p>能が第三者に使用されたときは、その使用に関するいかなる損害も、当該利用者が行った行為・行動とみなし、当該利用者が負担するものとします。</p>	<p>能が第三者に使用されたときは、その使用に関するいかなる損害も、当該利用者が行った行為・行動とみなし、当該利用者が負担するものとします。</p>
<p>第5条（変更・削除等）</p> <p>(1) 利用者は、JA 共済 ID およびログインパスワードを所定の手続により、変更することができます。</p>	<p>第5条（変更・削除等）</p> <p>(1) 利用者は、JA 共済 ID およびログインパスワードを所定の手続により、変更することができます。</p>
<p>(2) 利用者は、JA 共済 ID を所定の手続により、削除することができます。</p>	<p>(2) 利用者は、JA 共済 ID を所定の手続により、削除することができます。</p>
<p>(3) 利用者は、生体認証等機能の設定を所定の手続により削除することができます。</p>	<p>(3) 利用者は、生体認証等機能の設定を所定の手続により削除することができます。</p>
<p>(4) 利用者が次のいずれかに該当した場合、JA 共済連は、JA 共済 ID の登録を削除もしくは抹消し、または第2条（1）に規定するサービスの提供を中止することがあります。</p> <p>① 本規約または第2条（1）に規定するサービスの規約に違反した場合</p> <p>② 登録と異なる JA 共済 ID もしくはログインパスワードを連続して使用した場合</p> <p>③ 長期間にわたり、第2条（1）に規定するサービスを利用していない場合</p> <p>④ その他、利用者が JA 共済 ID の利用または第2条（1）に規定するサービスの利用を継続することが適当でないと JA 共済連が判断した場合</p>	<p>(4) 利用者が次のいずれかに該当した場合、JA 共済連は、JA 共済 ID の登録を削除もしくは抹消し、または第2条（1）に規定するサービスの提供を中止することがあります。</p> <p>① 本規約または第2条（1）に規定するサービスの規約に違反した場合</p> <p>② 登録と異なる JA 共済 ID もしくはログインパスワードを連続して使用した場合</p> <p>③ 長期間にわたり、第2条（1）に規定するサービスを利用していない場合</p> <p>④ その他、利用者が JA 共済 ID の利用または第2条（1）に規定するサービスの利用を継続することが適当でないと JA 共済連が判断した場合</p>
<p>第6条（個人情報の取扱い）</p> <p>JA 共済 ID および第2条（1）のサービスの利用にかかる個人情報は JA および JA 共済連が取得します。個人情報の取扱いについては、JA の個人情報に関する取扱いならびに「個人情報保護方針」および「個人情報の共同利用について」に定めるところによります。</p>	<p>第6条（個人情報の取扱い）</p> <p>JA 共済 ID および第2条（1）のサービスの利用にかかる個人情報は JA および JA 共済連が取得します。個人情報の取扱いについては、JA の個人情報に関する取扱いならびに「個人情報保護方針」および「個人情報の共同利用について」に定めるところによります。</p>
<p>第7条（JA 共済 ID として設定されたメールアドレスおよび電話番号の取扱い）</p> <p>(1) 利用者は、JA 共済 ID として設定されたメールアドレスおよび電話番号について、JA および JA 共済連が共済契約に関する通知</p>	<p>第7条（JA 共済 ID として設定されたメールアドレスおよび電話番号の取扱い）</p> <p>(1) 利用者は、JA 共済 ID として設定されたメールアドレスおよび電話番号について、JA および JA 共済連が共済契約に関する通知</p>

<p>およびご案内ならびにその他の各種サービス・商品の提供のためのご案内に利用することにつき同意するものとします。</p>	<p>およびご案内ならびにその他の各種サービス・商品の提供のためのご案内に利用することにつき同意するものとします。</p>
<p>(2) (1) の通知およびご案内は、JA 共済 ID として登録されたメールアドレスまたは電話番号宛に JA および JA 共済連がそれらの内容を送信した時をもって、到着したものとします。インターネット通信の性格上、通信トラブルで送信できなかった場合も同様とします。</p>	<p>(2) (1) の通知およびご案内は、JA 共済 ID として登録されたメールアドレスまたは電話番号宛に JA および JA 共済連がそれらの内容を送信した時をもって、到着したものとします。インターネット通信の性格上、通信トラブルで送信できなかった場合も同様とします。</p>
<p><u>第 8 条 (契約内容の共有)</u></p> <p><u>(1) 契約者は、JA 共済連の定める方法により、契約者が指定した契約関係者（被共済者、死亡共済金等の受取人、指定代理請求人をいいます。）に対し、契約に関する情報や契約者が登録している情報等の契約の維持管理等を行うために必要となる契約に関する情報の共有をすること（以下「契約内容の共有」といいます。）を、JA および JA 共済連に委託することができます。この場合、JA 共済連は、所定の番号（以下「招待コード」といいます。）を契約者に対して発行します。契約関係者が契約内容の共有を受けるにあたって、契約者は契約関係者に招待コードを連絡し、契約関係者はその招待コードを JA 共済連の定める方法により JA 共済アプリに入力することを要します。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p><u>(2) 契約者は、契約内容の共有をするにあたって、次に定める事項について、すべての契約関係者の同意を事前に得ることを要します。</u></p> <p><u>① JA および JA 共済連が契約者からの委託を受け、契約関係者に対して、JA 共済アプリ等を通じて、(4) に定める情報を共有すること</u></p> <p><u>② 大災害発生時やご高齢の方等への現況確認等において契約者と直接の連絡が取れない場合で、契約者および被共済者の安否確認・緊急連絡等が必要なときに、JA および JA 共済連より、契約関係者に対して連絡を行う場合があること</u></p>	
<p><u>(3) 前 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には契約内容の共有をすることができません。</u></p>	

<p>① 契約関係者が未成年の場合 ② その他 JA 共済連が定める場合</p>	
<p>(4) JA および JA 共済連は、契約内容の共有を受けた契約関係者に、<u>契約者が指定した契約に限り、証書番号、契約日、主契約名称、共済金額等、JA 共済連の定める情報を、JA 共済アプリを通じて表示します。なお、JA 共済アプリを通じて表示する情報は、今後変更することがあります。</u></p>	
<p>(5) 前項に定めるほか、JA または JA 共済連が必要と認める場合には、<u>JA 共済アプリ等を通じて表示している情報に限らず、契約に関する情報や契約者が登録している情報等の契約の維持管理等を行うために必要となる契約に関する情報を契約関係者にお伝えすることがあります。</u></p>	
<p>(6) 契約者は、JA 共済連の定める方法により、<u>契約内容の共有を停止することができます。</u></p>	
<p>(7) 前項にかかわらず、次に定める場合に、<u>該当する契約関係者への契約内容の共有は停止します。</u></p> <p>① 契約者の変更等により、<u>契約内容の共有を委託していた契約者から他の契約者に変更となった場合</u> ② 共有対象の契約が消滅した場合 ③ <u>その他 JA 共済連の定める場合</u></p>	
<p>第 9 条（規約違反の通報について） 本規約に違反する行為を発見された場合には、JA 共済連までご連絡ください。</p>	<p>第 8 条（規約違反の通報について） 本規約に違反する行為を発見された場合には、JA 共済連までご連絡ください。</p>
<p>第 10 条（本規約の変更等） (1) JA 共済連は、本規約の内容を変更することができるものとします。変更後に利用者が第 2 条（1）に規定するサービスを利用する場合は、変更後の本規約が適用されます。</p>	<p>第 9 条（本規約の変更等） (1) JA 共済連は、本規約の内容を変更することができるものとします。変更後に利用者が第 2 条（1）に規定するサービスを利用する場合は、変更後の本規約が適用されます。</p>
<p>(2) JA 共済連は、本規約を変更する場合、事前に、変更後の本規約の施行時期および内容を JA 共済連のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知し、またはサービス利用者に通知します。</p>	<p>(2) JA 共済連は、本規約を変更する場合、事前に、変更後の本規約の施行時期および内容を JA 共済連のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知し、またはサービス利用者に通知します。</p>
<p>第 11 条（準拠法）</p>	<p>第 10 条（準拠法）</p>

<p>本規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。</p>	<p>本規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。</p>
<p><u>第 12 条</u>（合意管轄） 本規約および第 2 条（1）に定めるサービスの利用にかかる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p><u>第 11 条</u>（合意管轄） 本規約および第 2 条（1）に定めるサービスの利用にかかる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">以上</p>